

平成30年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

平成30年3月19日(月)

平成30年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月19日(月) 開議 午前10時00分
閉会 午前13時56分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤久代</u>	<u>2番 原田安生</u>
<u>3番 村本敏美</u>	<u>4番 森田昭夫</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 山本典式</u>
<u>7番 峯田明</u>	<u>8番 柴田吉夫</u>
<u>9番 伊藤紋次</u>	<u>10番 伊藤芳孝</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	平松伸一	総務課長	長野好孝
税務会計課長	前地忠和	振興課長	伊藤明博
地域支援課長	加藤文一	住民福祉課長	原田英一
経済課長	金田新也	事業課長	伊藤久司
教育課長	内藤敏行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋賢司 書記 加藤寿基

出席議員の報告

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 議案第3号 東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第5号 東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第6号 東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第7号 東栄町職員定数条例の一部改正について
- 日程第7 議案第8号 東栄町消防団員の設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第9号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議案第10号 東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第11号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第12号 東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第13号 東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 平成29年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第14 議案第17号 平成29年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第18号 平成29年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第19号 平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第20号 平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第21号 平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第19 議案第22号 平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第23号 平成29年度国民健康保険東栄町病院事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第24号 平成30年度東栄町一般会計予算について
- 日程第22 議案第25号 平成30年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第26号 平成30年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第27号 平成30年度東栄町簡易水道特別会計予算について
- 日程第25 議案第28号 平成30年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第29号 平成30年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第30号 平成30年度東栄町御殿財産区特別会計予算について

- 日程第 28 議案第 31 号 平成 30 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 32 号 平成 30 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 33 号 平成 30 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 34 号 平成 30 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 35 号 平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 36 号 平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 38 号 平成 29 年度年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）について
- 日程第 35 議案第 39 号 平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 36 議会運営委員会の閉会の継続審査について

議長（伊藤芳孝君）

ただ今の出席議員は10名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。ここで、議運で追加日程について協議をいたしました。結論が出ませんので暫時休憩といたします。お願いします。

議長（伊藤芳孝君）

みなさんどうも大変長らくお待たせをいたしました。再開前に今の議運の経過を委員長から簡単に報告だけさせていただきます。

（「議長、8番」の声あり）

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

大変お時間を取らせて申し訳ございませんでした。日程には日程2として議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件について撤回の件がありましたが、町長を含めて町長の考え方等も良く承りました。ということで協議をいたしました。町長より取り下げるといふことでありましたので、よろしくをお願いします。またこのことにつきましては、経過等について町長からコメントいただきたいと思っておりますので合わせてお願いいたします。

町長（村上孝治君）

それでは大変申し訳ございませんでした。長時間時間をとらせていただきましたが、初日の提案以降、特別職と非常勤の報酬との条例の一部改正を出ささせていただきました。委員会を通じご議決を頂いておりましたが、現在最終的な委員長との交渉等もございまして、病院側も交渉しておりますが、そういった状況の中で中身については、改めて今回16日に撤回依頼を議長に出ささせていただきました。今委員長に議運の中でお話をさせていただいたとおり、一旦これをやめさせていただきます。改めて臨時議会を年度内に開かせていただくということをお願いをしたいと思います。中身につきましては、全員協議会等でお話をさせていただきたいと思っておりますので、そういうことをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

----- **議案の追加上程** -----

議長（伊藤芳孝君）

はい、再開します。本日、議案が追加提出されました。

お諮りいたします。日程第33の次に、日程第34、議案第38号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第11号）について』。日程第35、議案第39号『平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第5号）について』。日程第36、『議会運営委員会の閉会中の継続

審査について』。以上3案件が、本日、追加提出されましたので上程したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって日程第2及び日程第34から日程第36までの3案件を追加することに決定いたしました。

委員長報告

議長（伊藤芳孝君）

日程第1、委員長報告を行います。

はじめに、議会運営の件について『議会運営委員長』に報告を求めます。

(「議長、8番」の声あり)

はい、議会運営委員長。

8番（柴田吉夫君）

本日は本会議最終日ということで、10時からということでありましたが長時間お待たせをしまい申し訳ございませんでした。ただいまお手元に配布をいただきました、議事日程に沿って議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長（伊藤芳孝君）

次に、去る3月8日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件に対する審査結果につきまして、各委員長に報告を求めたいと思います。

はじめに『予算特別委員長』に報告を求めます。

(「議長、9番」の声あり)

はい、9番 予算特別委員長。

9番（伊藤紋次君）

それでは東栄町議会予算特別委員会委員長報告をさせていただきます。去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました付議事件は議案第24号から議案第36号までの13件であります。これを受けまして3月12日午前10時より当会議室において予算特別委員会を開催し、正副委員長の選任の結果、私が委員長、柴田議員が副委員長の職務を行うことになりました。出席は議会側は議員全員と議長、執行部は町長はじめ副町長、教育長、各課長の出席のもと慎重審査をいたしましたので、以下審査の経過と結果についてご報告いたします。なお本委員会は議員全員で構成されていますので、質疑の詳細は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、議案第24号『平成30年度東栄町一般会計予算について』を審査しました。

議案に対して質疑は、歳出歳入あわせて 24 件の質疑でした。続く討論では委員から反対討論があり、反対の理由は「本会議で詳細に述べるが反対します」との発言がありました。続いて他の委員から賛成討論があり「財政状況が厳しい中で予算規模も大きい金額になっているが、保育園建設をはじめ新病院の建設を含む今後の展望を見据え、さらに地域のさまざまな事業を推進するのに必要な事業が網羅されており、事業を進めながら財政や行政組織のあり方を検討していく事が大切であるため、新年度はこの内容で推進し効率よく行政を進めることを期待して本案に賛成する」との発言がありました。採決は、挙手により行い賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 25 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』、議案第 26 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』、議案第 27 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』、議案第 28 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』、議案第 29 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』、議案第 30 号から議案第 35 号までの『平成 30 年度各財産区特別会計予算について』を順次審査いたしました。いずれの議案も質疑討論は無く、採決の結果原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案 36 号『平成 30 年度平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の審査を行い、議案に対する質疑は 3 件、その他の討論はなく採決の結果原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上もちまして、東栄町議会予算特別委員会委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

予算特別委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

次に『総務経済委員長』に報告を求めます。

（「議長、8 番」の声あり）

はい、8 番 総務経済委員長。

8 番（柴田吉夫君）

総務経済委員会は 3 月 8 日本会議におきまして、議案 11 件を付託されました。これを受け 3 月 15 日（木）午前 10 時より会議室におきまして、委員全員と執行部より町長はじめ副町長、所管課長、所管課長補佐、係長と議会事務局長出席のもと、付託された議案 11 件について審査いたしました。審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました案件は、議案第 4 号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費

用弁償に関する条例の一部改正について』、議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について』、議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について』、議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』、議案第8号『東栄町消防団員の設置条例の一部改正について』、議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』、議案第10号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』、議案第16号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第10号）関係分について』、議案第20号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について』、議案第21号『平成29年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について』、議案第22号『平成29年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について』の11件であります。

はじめに議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』を議題とし、質疑に入りました。委員より「別表報酬額中、医師は月額日額とあるが薬剤師は月額のみである。日額の必要はないということか」、担当より「医師については診療科目等により日額で依頼する場合がある。薬剤師は日額は考えておらず、月額のみ報酬となっている」との回答。委員より「常勤医でも月額ということか」、担当より「そのとおりである」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論は無く、議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について』を議題とし質疑には入りませんでした。質疑なく討論に入るも討論も無く、議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について』を議題とし質疑に入りました。委員より「医療職給与表の初任給調整手当が400円増額となっている。増額理由の根拠は」、担当より「人事院勧告に基づいて改正するものである」との回答。委員より「本条例は12月定例会において上程され議決している。その後人事院勧告があったとの理解でよいか」、担当より「そのとおりである」との回答。委員より「2条関係の附則5項から8項までを削る理由は」、担当より「附則の5項に『6条第3項の規定により』との文言がある。人事評価の結果及び全1年間の勤務に応じて町長が規則で1号級上げるというものだが、平成30年4月1日における号級の調整を行わない為、削除するものである」との回答。委員より「該当する職員がいないということか」、担当より「そのとおりである。平成30年4月1日における号級の調整は行わないということである」との回答。委員より「12月議会上程時は分からなかったということか」、担当より「そのとおりである」と回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論は無く、議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』を議題といたしました。委員より「病院職員を43名とする改正だがせせらぎ会の常勤職員は64名であり、その職員ではないのか」、担当より「4月から正規の職員として採用するのは43名で、医師3名、技術職9名、看護師22名、事務職9名である」との回答。委員より「残り19名はどうなるか」、担当より「非常勤職員は条例の定数には含まない」との回答。副町長より「働き方や引用の仕方では正規職員、任期付職員、非常職員、嘱託職員に分けた。せせらぎ会の常勤職員の中には、正規職員から外れた人、あるいは退職された方もいる」との回答。委員より「希望どおりの採用をするということか」、副町長より「退職する人もおられるが面接の経過を経て、基本的には採用するという形をとった」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論は無く、議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号『東栄町消防団員の設置条例の一部改正について』を議題といたしました。委員より「定員は町の人口・面積・規模などによって定められているか」、担当より「現状に合わせた改正である」との回答。委員より「実態にあわせその都度改正するということか」、担当より「そのとおりである」との回答。委員より「例えば200人にしておけばしばらく改正しなくていいと思うがどうか」、担当より「団員の定数は損害補償の計算にも関係する。損害補償は前年度10月1日現在の定数が掛金になるため、実態に合わせた改正をしたい」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論は無く、議案第8号『東栄町消防団員の設置条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』を議題といたしました。質疑なく討論に入るも討論も無く、議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第10号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題といたしました。質疑なく討論に入るも討論も無く、議案第10号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第16号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について』関係分を議題といたしました。質疑に先出し、副町長より発言の申出がありましたので許可をいたしました。副町長より「今回の補正予算に誤りがあった。30ページ一般会計3款1項4目28節介護保険特別会計繰入金と、89ページ介護保険特別会計6款1項の一般会計繰入金は同金額でなければならないが、チェック漏れにより1,300万程の差が出てしまった。お詫びを申し上げ、対応は最終日11月補正として申し上げた部分の補正予算を提出したい。また、過日の倉庫火災によるPCB関係について残渣の汚染調査と処理について実施の目途がついたため、かかる費用の補正さらに先日の大雨で下柿野向嶋橋の手前の道路路肩が崩落し、災害の認定が受けられるように県とも協議をしているが測量調査と設計書が必要

であり、かかる費用の経費分の補正予算を提出したい。またPCB、路肩崩落の件について、年度内完了は不可能であり、繰越をお願いしたい。あわせて人件費を精査したところ過不足が生じる場所があり、補正をお願いしたい」とのことであった。この発言を受け、委員より「火災や災害こそ予備費対応がいいと思うし、本来の予備費の使い方だと思うがどうか」、副町長より「予備費対応も考えたが金額が多額となり、予備費対応はできないための状況であり補正対応とした」との回答。

質疑に入り、予算説明書、総務経済委員会の歳出1款議会費 2款総務費 23ページから29ページまで質疑をいたしました。委員より「24ページ2款1項1目13節委託料の産業医委託料の実績と内容は」、担当より「東栄病院の早川医師に委託している。役場内で月1回の職員の健康管理に関する会議を開催し、出席も依頼をしている。年間12回の会議を予定していたが開催できない月もあり、減額するものである」との回答。委員より「25ページ2款1項7目15節工事請負費の賃貸後住宅整備工事について設計書はできているか」、担当より「設計は完了している。今回の補正は建設工事管理委託料、上下水道加入負担金である」との回答。委員より「3月補正で工事費等を補正し、繰越をする理由は設計が遅れたためか」、担当より「全体的なスケジュールの遅れがある。入居者の決定も8月末であり当初の予定計画進行が3か月以上遅れ、3月初めに設計が完了したためである」との回答。委員より「住宅は入居者の要望を聞いて設計するというものか」、担当より「そのとおりである。入居者の希望もたくさんあり、設計期間いっぱいとなった」との回答。

次に5款農林水産業費 6款商工費 7款土木費 8款消防費 11款公債費、34ページから42ページまでと50ページの質疑にはいりました。委員より「50ページ11款公債費について財源更正で補正額は0であるが、財源更正の要因はなにか」、副町長より「減債基金をあてる予定であったが、取りやめたことによる財源更正である」との回答。

以上で歳出を終わり、歳入は全般的に補正予算3ページから22ページまでの総務経済委員会所管分の質疑に入りました。委員より「18ページ17款2項3目1節財政調整繰入金は何にあてたのか」、副町長より「財政調整基金は一般財源であり、何にあてたというものではなく全般的な財政の調整にあてた」との回答。委員より「19ページ繰越金と財政調整基金の現行と新年度についての取り組みは」、副町長より「29年度の繰越金は、確定しているもので30年度の繰越金との因果関係はない。30年度は前年比1,000万円増やして1億3,000万としたが、なお1億4,000万余の資金不足が生じるので財政調整基金をあてる枠組みとした」との回答。委員より「8ページ12款1項1目3節健康の館使用料が大幅増となっている要因は」、担当より「昨年度に比較した客数は1.5倍くらい、売り上げは1.6倍である」との回答。委員より「利用者の中には工事関係者も入っているか」、担当より「予約時に宿泊目的等は聞いていないので把握していない。当時客、工事関係者、観光客等様々であると聞いている」との回答。委員より「当時客、観光客等は大事にしなければならない。空き部屋の確保も必要と考えるがどうか」、担当より「部屋を開けておくことは利用率、売り上げに関わることなので考えていない」との回答。以上で質疑を打ち切り、討論に入るも討論は無く、議案第16号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について』関係分の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号『平成29年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について』

を議題といたしました。歳入歳出全般について質疑を行いましたでしたが特に質疑討論なく、議案第 20 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 21 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』を議題といたしました。歳入歳出全般について質疑を行いましたでしたが特に質疑討論なく、議案第 21 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 22 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』を議題といたしました。歳入歳出全般について質疑を行いましたでしたが特に質疑討論なく、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、付託された議案の審査は終了いたしました。内容について、ご確認をされたい方は総務経済委員会会議録を閲覧されるようお願いをいたします。閉会は 10 時 44 分でした。以上で委員長報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

総務経済委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、『文教福祉委員長』に報告を求めます

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番 文教福祉委員長。

5 番（加藤彰男君）

文教福祉委員会の審査結果を会議規則第 39 条の規定により報告いたします。本委員会には議案第 3 号『東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について』、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』、議案第 12 号『東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について』、議案第 13 号『東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について』、議案第 16 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について』の関係分について、議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について』、議案第 18 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について』、議案第 23 号『平成 29 年度国民健康保険東栄町病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について』の計 9 議案が付託されました。3 月 13 日の委員会審査の結果、いず

れの議案も全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので報告をいたします。以下、審査において質疑答弁があった議案について主な内容を報告いたします。

はじめに議案第3号『東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について』の質疑です。委員より「関連として質問したい。介護保険の保険者統合によって今後各自治体はどのような動きや変化になるのか」について質問がありました。担当課から「保険料や認定の関係は全て東三河広域連合が行い、受付事務は現行どおり町の窓口で行う。例えば豊橋市にお子さんが住んでいれば、東栄町在住の親御さんの介護保険の手続きは豊橋市役所で可能である。利便性が向上し一般の方々にはプラス面が多いと思う。行政面では1つの保険者としての広域連合が事務作業を行うことで、事務が軽減される。広域連合全体で10年間、28億円の縮減効果が見込められるという試算もある。市町村と広域連合で事務は変わるが、一般の住民への影響はない」との回答でした。議長より「町条例の改正と廃止であるが、附則第3項第4項に準備基金の積立金、決算の剰余金は平成30年度の東栄町一般会計で受け入れるものとする」とされているが、町の歳入となるのか。広域連合にいて第7期の東栄町の介護保険料が他の市町村よりも安くなる認識で良いか」との質問がありました。担当課から「お見込みのとおり29年度の保険料の剰余金や介護保険準備基金の積立金をはじめ、国・県の補助金、負担金、調整交付金なども含め介護保険特別会計の残額を全て30年度の一般会計の歳入の繰越金で受け入れる。ただし国・県負担分の保険料や翌年度の精算による国・県への返還金などは、歳出で予算措置をして広域連合へ入れる。基本として町の会計で受け入れをして、歳出で広域連合へ支払うという会計処理になる」との回答でした。委員長より、関連質問で出された保険者統合により変化について、以前の住民説明会の資料を出すように要請をし、担当課も対応を確認しました。

次に議案第16号『平成29年度東栄町一般会計補正予算（第10号）について』の関係分での執行部からの追加説明です。冒頭住民福祉課長より「お詫びとお願いを申し上げます。一般会計予算説明書の30ページ、3款1項4目老人福祉費、28節繰出金はマイナス4,349万7千円であるが、一方で介護保険特別会計補正予算説明書の89ページ6款1項一般会計繰入金の合計はマイナス3,041万8千円となっている。本来は繰出と繰入は一致すべきものであるが、1,307万9千円の差となっている。原因として、予算調整過程において予算書の繰出し繰入れの数字を合わせるべきところを失念したとこ、総務課財政係とのダブルチェックができていなかった、事務手続き上のミスである。繰出金の1,307万9千円が不足することで介護保険特別会計が最終的に見込んだ繰入金の受入ができない。誠に申し訳ないが修正の補正予算を最終日に追加上程させていただきたい」と補正予算書の訂正とお詫びがありました。

また副町長より先ほどの総務経済委員会の報告と重なる部分ですが、下柿野の向嶋の追加補正そして火災倉庫PCBの件についての内容で追加補正等の説明がありました。

議長より「予定される追加補正に対して、今回の復旧は仮復旧か本復旧か。また時期はいつか」の質問がありました。町長より「災害査定認定を受けており、工法は自治体に任されている。次期はまだ未定であるが現場の測量調査のあと、工法を決めて県の査定を

受ける。そのための予算を最終日にお願いしたい」との回答でした。なお議案の質疑では委員からの質問はありませんでしたが、委員長より改めて先ほどの説明にあった操出金と繰入金金の件は一般会計と介護保険特別会計ともに修正するための追加の補正予算を予定しているという点を確認する旨の説明がありました。

次に議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑です。委員より「保険料の未払いの状況を伺いたい。また滞納者が増えているのか」の質問がありました。担当課より「滞納額は前年度より若干増加している。理由として 1 期分の保険料でかなり高額の人が滞納している。これが一番大きな要因である」との回答でした。

次に議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について』の質疑です。副委員長より「103 ページ 3 款 3 項 1 目 13 節委託料の地域包括支援センターの委託料の 700 万円の減額理由を伺いたい」との質問がありました。担当課より、地域包括支援センターの予算は当初予算では前の委託先だったせせらぎ会の予算で計上したが、せせらぎ会から東栄町包括支援センターに変更になって人件費がだいぶ減ったため、その分が減額となった」との回答でした。

次に議案第 23 号『平成 29 年度国民健康保険東栄町病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について』の質疑です。委員より「新聞に設楽町議会での一般質問として北設楽郡医療協議会の今後について掲載されていた。協議会ではどのように進んでいるのか」について質問がありました。町長より「設楽町議会の一般質問は、設楽町の回答のとおりだと思う。3 町村に医療協議会は必要に応じて開催してきた。協議会では東栄病院を含めた連携について報告している。最終的にどうするかには至っていない。医師の派遣状況、東栄病院の医療体制、診療所の代替医師の状況も含め、病院と診療所で調整してきたので 4 月以降その内容で進めていきたい。3 月中に協議会が開けなかったので、4 月に協議会を開くように設楽町 豊根村にもお願いをして進めたい。電子カルテを整備して北設楽郡の医療連携を進めてきたので、医療連携についても引き続き協議会で話をしていきたい。また人材の確保も各町村が 300 万ずつ出し合った予算をもとより、北設の医療連携を協議会の中で協議していきたい。構成メンバーは医師や県の関係者、保健所長なども入っておりしっかり協議を進めてまいりたい」との回答でした。委員より「4 月からの公設公営に向けての準備やその後のスムーズな移行は可能か。せせらぎ会を受け入れる側の町はどうか」の質問がありました。担当課及び課長より「準備はせせらぎ会で進めており、町としては会計システムの LAN の引き込みなど準備している。せせらぎ会の職員、特に事務職員などはほとんど町の職員へ移動する。新しい体制の内示を職員に出してせせらぎ会から東栄町に運営を引き継ぐ形になる。一般の患者にとって公営に移行する 4 月 1 日になっても、目に見えて何かが変わってしまうというようなことはない。ただし引き継ぎの事務的な部分で多少イレギュラーがあるかもしれないが、影響のないように調整を進めている」との回答でした。

以上で文教福祉委員会の審査報告を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

文教福祉委員長の報告が終わりました。続いてこの報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、質疑を打ち切ります。以上で各委員会の委員長報告を終了します。

議案第3号

議長（伊藤芳孝君）

はい、再開します。

次に、日程第2、議案第3号『東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について』の件を議題といたします。

議案第3号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第3号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第3号『東三河広域連合への介護保険の保険者の統合に伴う関係条例の制定について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第4号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第3、議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第4号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第4号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第4号『東栄町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第5号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第4、議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第5号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、8番」の声あり)

はい、8番。

8番（柴田吉夫君）

確認をさせていただきたいと思いますが、この条文中副町長等特例期間ということで、4条では「及び教育長」という教育長を全面的に削ってしまうという条文なんですが、特例で減給がいいか悪いかは別ですが報酬金額を下げておるということで、全体的に見れば副町長はずっと適用するけれども、3月末日までで4月からは教育長というものの取り扱いについて100分の5のその特例措置を削ってしまうということは、4月1日からは町長は本来の報酬審議会で答申をした意見に沿ってもとに戻すというふうに理解をすればいいのか、その辺をお伺いします。

(「議長、町長」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

おっしゃるとおりでありまして、任期中去年は副町長、教育長を5%削減ということで行きました。今回副町長から申出がありまして、副町長はもう1年6月まで、教育長の任期は今年度30年の6月で任期であります。そういう状況でありますので、今回副町長から申出がありましたので、条例を今回提出させていただいたということで理解いただきたいと思います。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他はよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第5号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号『東栄町長等の給与の特例に関する条例に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第6号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第5、議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第6号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第6号の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号『東栄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例等の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第7号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第6、議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第7号の質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。
続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第7号の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号『東栄町職員定数条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第8号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第7、議案第8号『東栄町消防団員設置条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第8号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第8号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議案第8号『東栄町消防団員設置条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第9号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第8、議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第9号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第9号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 10 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 9、議案第 10 号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 10 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 10 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号『東栄町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 11 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 10、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 11 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 11 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号『東栄町国民健康保険条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程 11、議案第 12 号『東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について』の件を議題といたします。

議案第 12 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ございませんか。はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 12 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号『東栄町国民健康保険基金条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 12、議案第 13 号『東栄町後期高齢者医療条例の一部開始絵について』の件を議題といたします。

議案第 13 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、質疑を打ち切ります。

続いて本案についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 13 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号『東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 13、議案第 16 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について』の件を議題といたします。

議案第 16 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 3 ページから 50 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これにより、議案第 16 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 10 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程 14、議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別皆生補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

議案第 17 号の質疑に入ります。「歳入」「最終」全般についてお願いします。補正予算説明書の 57 ページから 76 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 17 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 18 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 15、議案第 18 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 18 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 79 ページから 80 ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 18 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号『平成 29 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程 16、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

議案第 19 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 83 ページから 105 ページまでです。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 19 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 17、議案第 20 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

議案第 20 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 109 ページから 116 ページまでです。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これにより、議案第 20 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号『平成 29 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 18、議案第 21 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件を議題といたします。

議案第 21 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 119 ページから 123 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 21 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号『平成 29 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 22 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 19、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件を議題といたします。

議案第 22 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 127 ページから 131 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 22 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号『平成 29 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程 20、議案第 23 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について』の件を議題といたします。

議案第 23 号の質疑に入ります。「収入」「支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計補正予算説明書の 8 ページ、9 ページです。質疑はございせんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 23 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号『平成 29 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計補正予算（第 6 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 21、議案第 24 号『平成 30 年度東栄町一般会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 24 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 3 ページから 125 ページまでです。質疑はございませんか。

(「議長、5 番」の声あり)

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

歳出のところの 44 ページのところですけども、これは確認で以前も質問しましたけど、一般管理費のところの職員手当のところの 12 番の時間外勤務手当 168 万。これは今年度の実績は 216 万でということで、この差額はということについての趣旨の説明を求めましたけど、これで予算の 168 万にそって人事管理、時間管理していくというふうなことだったんですけども、現状とすれば 3 月補正で 67 万円でしたかね。追加補正しているわけですから、この金額はそもそも見込みですね、少し違いがあるのではと。それからもしくは、この 60 数万円を今回 3 月補正で補正していることをしないということは、どういう形で労働時間そのものをこの 168 万円の中でちゃんと調整できるのかどうか。その対応があって初めてこれは可能な金額であって、逆に言えば今年度実績の 216 万はもしくは現実としては、それに相当してない。実際の労働時間に相当していないということですから、更に本当はもっと時間外勤務手当必要なはずなんですね。少なくともここで収める保障、どういう形があるんでしょうか。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

この 168 万円につきましては、過去の実績をもとに算出をしております。以上です。

（「議長、町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、町長

町長（村上孝治君）

今年度の補正につきましては、補正予算の中でも説明させていただいたとおり、今年度は東栄病院の問題等含めて人事管理の問題もありました。それから、保育園につきましても設計の中で当然時間外で調整をしていただいたという状況でありましたので、実績に基づき補正させていただいたと。来年度は人事配置も含めて、当然職員の状況は、過去にもちょっとお話したかも分かりませんが、特別職に上がった段階での職員保持をしなかったという状況もございますし、皆さんご存知のように病欠で休んでおる職員もおります。そういった状況の中が重なったという状況でございますので、しっかり新年度からは今総務課長が言いましたように、今までの実績等を踏まえた中で当初は予算を組ませていただいたという状況でありますので、しっかりこれにつきましても当然その業務内容等にも含めて、働き方の状況もございますが、なるべく時間外労働のないようにはしていきたいと思っておりますが、必要に応じてそういう結果になるかもわかりませんが、しっかりその辺については人事管理していきたいと思っております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

その点含めて、当然町長はじめより効率のいい行政を行っていくと。その中で職員の皆さんがそれぞれ力を発揮してもらおうと。そのためには、適正な時間管理をしていくと。なおかつ適正にその対価を払っていく、時間外勤務手当を払っていく。これはもう当然のことだと思うんですけども、平成29年度が大変だったと言っても、実は来年度具体的に新園について工事に入っていくし、さらに地域包括ケアシステム検討会の中で病院建設ということ一点登っていく。さらに総務課においては防災行政無線のデジタル化という話もあるわけですから、決して29年度が大変だったって30年度はそうじゃなくてというわけじゃないですね。来年度も大変なんですね。ですからここはね、きっちりやっていかないとダメじゃないかなという風に思うんです。1つ今まで質問している中で、職員の皆さんの時間外勤務の管理は紙でやっているのと、申請で課長が所属長と決裁であげているんだと、それで支出しているわけですけども、個々の職員のところでは一番ピークつまり年間で最大時間外勤務していて、タイムカードではもっと実際多いと思いますが、手続き上時間外勤務手当を出している、その最高の金額とそうではなくて実は出していないというこの差をちゃんと説明して欲しいんですね。そういうことがないと、この金額の168万っていうのは説明がつかないんですね。それはちゃんと総務課で出していただく必要があると思うんで

すけど、これが何度お願いしていても出てない。これは可能だと思うんですけど出していただけますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

現在、時間外につきましては時間外申請後で処理をしております。タイムカードはご存知のように出勤簿という意味が大きな要因を占めております。その中で上がってきたものは所属長が認めて時間外勤務手当を払っておりますので、問題はないと思っております。

（「議長、5番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

私は問題があるかないかという認識を聞いているわけじゃないですね。私は問題があると思います。課長は問題がないと言っていると。ですからこの168万円ですね、今年度実績というか要するに前年度実績と出してきている実態数216万を合わせれば、その裏付けとなるデータを説明すべきじゃないですか。だって予算として出しているわけですから。だからそれを説明して欲しい。つまり来年度についてこの168万で収まるというのならば、いわゆる今月、3月31日までの29年度について、その実際の支出している金額の具体的裏付けを出して欲しいと。全を一覧にして出して欲しいとは言っていないじゃないですか。その最高の人を出してほしいと。どのくらい、平成29年度報酬として時間外勤務手当を頂いている人。私はタイムカードで計算して欲しいとは言っていない。それは出るじゃないですか。統計を取らなかったら行政管理をしていないという話ですよ、課としては。それは出ると思いますから必ず出してください。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

はい、分かりました。

議長（伊藤芳孝君）

他はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長4番、反対討論」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論がありますので、まずは原案に反対者の発言を許します。

4番（森田昭夫君）

平成30年度一般会計予算は、やらないよりやった方がいいこと、ないよりあった方がよい物、古いより新しい方がよいこと、少ないより多い方がよいことが多額に予算案として盛り込まれ提出されています。しかしながら、東栄町の財源状況は非常に厳しい状況が続いており、この7年間はずっと厳しくなる一方です。愛知県下でも北設楽郡内でも財政状況は最下位で、全国ランキングでもかなり下位に位置しています。少子化と超高齢化を迎え、更に過疎化の状況にある東栄町は、景気が回復しても、町税、地方交付税など歳入の増加を見込むことは出来ません。

一般質問でも、「何かを廃止して予算全体の膨らみを抑制する、古くから言われるスクラップ&ビルドの考え方はあるのか。少ない自主財源、物、人、金という資源が地域からどんどん無くなっているような状況下では、メリハリのある事業展開と収支のバランスがとれている事。使ったお金に対してどれだけのリターンがあるかという発想が必要で、費用対効果の見られない事業は廃止する勇気が必要である」と指摘されましたが、執行部の回答は「スクラップ&ビルドという手法を考えながらやっていきたい。財源を含めてヒアリングしながら、早い時期から実施計画を作り、併せてその財政計画も作り進める」と回答していますが、これから考え、計画を作るのではなく、実行している最中で歳出総額は減額していなければならない時です。

やらなければならないこと、なければならないものはなにかの選択をし、古くても修理・修正でできるだけ財政に負担をかけないで長く大事に使う事。最少人数や最小金額で、最大の項が得られるように努力することが、今すぐにやらなければならない東栄町に与えられた最大の使命であります。

かつて私は町政を担わせていただきましたが、出来るだけ無駄を省き将来のための基金を増やし、起債という借金の繰り上げ償還を進めて参りました。しかし、森田の町政は夢がないと批判をする方がいました。基金を取り崩し、起債という借金を増やすことこそ将来の夢を食いつぶしていることではないでしょうか。

本予算を執行することは将来のため、災害時のための基金、貯金を減らし、起債という借金でますます財政状況は悪化し、将来を担う子供たちや町民の夢を食いつぶすこととなりますので反対します。

議長（伊藤芳孝君）

はい、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

先ほど個々については率直な指摘、意見を出していただきましたし、それに対して極めて前向きな回答をいただきました。それを踏まえて賛成討論いたします。

本定例会に上程されています平成30年度当初予算に賛成する立場から討論いたします。本予算は保育園の新園建設や、防災行政無線のデジタル化、地域包括ケアシステムをはじめとする地域福祉政策の推進、東栄病院の公営化に伴う特別会計への繰出し、更に安全安心な道路整備など3,300人弱の私達住民の生活、暮らしを支える重要な予算です。

一方、過疎地の小さな自治体である私たちの町は町税収入や地方交付税の交付額など、歳入が引き続き厳しい状況が続いています。その点では、一般会計予算35億7,000万円を含め、平成30年度当初予算を編成執行していくために、今後の町政において長期的かつバランスを持った町政運営と政策を実行していかなくてはならないことは言うまでもありません。

今後予定される保育園整備、防災行政無線のデジタル化、新病院建設など投資的な経費の増大という課題はありますが、これらはこれまでの長年の町政において、先送りされてきた課題の政策実行の部分が大きいことも客観的な事実です。その点では現村上町政に対して、投資的経費の増大と債務残高の増加というような短絡的な批判があるとすれば、それは当てはまりません。いずれにしても今後の政策、財政の両面から中長期的な見通しを持つこと、そして住民全体で合意、混戦冊を積み上げていく事は、二元代表制としての首長執行部と私たち議会がと共に課せられた課題です。この町の行政の中核を担う役場職員のやりがい、そして元気を大切にしながら住民の願いに応える町政を推進することを求めて、私は平成30年度当初予算に賛成するものです。以上で賛成討論を終わります。

議長（伊藤芳孝君）

はい、他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で討論を終わります。これより議案第24号の件を「挙手」により採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は「挙手」をお願いします。

（挙手）

議長（伊藤芳孝君）

はい、おろしてください。挙手7名です。賛成多数です。よって議案第24号『平成30年度東栄町一般会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 22、議案第 25 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 25 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 137 ページから 175 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 25 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 23、議案第 26 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 26 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」の全般についてお願いします。予算説明書の 179 ページから 193 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 26 号の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号『平成 30 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程第 24、議案第 27 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 27 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 197 ページから 211 ページまでです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 27 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号『平成 30 年度東栄町簡易水道特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号

議長（伊藤芳孝君）

次に日程 25、議案第 28 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 28 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 221 ページから 232 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 28 号の件を採決します。

お諮りします。本案が原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号『平成 30 年度東栄町公共下水道事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 29 号

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 26、議案第 29 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 29 号の質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。予算説明書の 241 ページから 250 ページまで。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第 29 号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号『平成 30 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

-----**議案第 30 号・31 号・32 号・33 号・34 号・35 号**-----

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第 27、議案第 30 号から日程第 32、議案第 35 号までの「平成 30 年度各財産区特別会計予算について」の 6 案件につきましては、質疑から採決まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認め、6 案件全般についての質疑に入ります。予算説明書の 259 ページから 298 ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案第 30 号から議案第 35 号までの件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 30 号『平成 30 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について』から議案第 35 号『平成 30 年度東栄町振草財産区特別会計予算について』までの 6 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

-----**議案第 36 号**-----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 33、議案第 36 号『平成 30 年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件を議題といたします。

議案第 36 号の質疑に入ります。「収益的収入及び支出」「資本的収入及び支出」全般についてお願いします。東栄病院事業特別会計予算説明書の 23 ページから 29 ページまで。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

ちょっと確認でお聞きしたいんですけども、24ページところの病院事業費の給与費のところ。これは最初、初日でも確認・質問しましたけれども、医師給と医師手当の部分、それから看護師等の医師以外の手当の部分の一覧があつてということだったんですけども、これは先ほどの議案第4号のところの特別職等の月額給与の部分があつたんですけど、これと基本的には連動しているという理解でよろしいですか。それともまた少し違うということですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（原田英一君）

お答えをさせていただきます。連動は一応しておりません。というのはしているんですが代位部分は。2月の末時点でこの給与の算定といいますか積算は止めてございまして、それ以後も、先ほどの件は別にしましてもその後、正規職員として採用する看護師がいたり、あるいは中で若干のその後の異動といいますか居住が変わった方も見えますので、そういったものは完全には、最終的な部分が把握していない部分がありますので、新年度になりまして一緒になったのときに補正予算でお願いするというような考え方で調整をしておりますので、そういった意味で反映してない部分があるということをご承知いただきたいと思えます。

議長（伊藤芳孝君）

はい、よろしいですか。以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより、議案第36号の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第36号『平成30年度東栄町国民健康保険東栄病院事業特別会計予算について』の件は原案のとおり可決されました。

議長（伊藤芳孝君）

ここでお諮りします。日程第 34、議案第 38 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）について』と、日程第 35、議案第 39 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について』を一括議題とし、質疑、討論まで一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認め、議案第 38 号、議案第 39 号を一括議題と致します。提出者の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは、予算書の 1 ページをお開き下さい。議案第 38 号平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）について。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成 30 年 3 月 19 日提出東栄町長村上孝治。

平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）。平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、規定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 14,392 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,179,225 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 123 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入。7 款自動車取得税交付金 3,392 千円。9 款地方交付税 11,000 千円。歳入合計 14,392 千円。計 3,179,225 千円。

歳出。2 款総務費 862 千円。3 款民生費 12,761 千円。4 款衛生費 179 千円の減。5 款農林水産業費 67 千円の減。7 款土木費 3,629 千円。8 款消防費 4 千円の減。9 款教育費 2,610 円の減。歳出合計 14,392 千円。計 3,179,225 千円。

第 2 表繰越明許費。4 款衛生費 2 項環境衛生費、火災残渣養生業務委託料 357 千円。4 款衛生費 2 項環境衛生費、火災残渣分析調査業務委託料 1,104 千円。4 款衛生費 2 項環境衛生費、高濃度 P C B 廃棄物移設等業務委託料 962 千円。7 款土木費 2 項道路橋梁費、町道測量設計業務委託料 3,629 千円。

それでは一般会計の説明をさせていただきます。今回の補正予算は人件費の精算によるもの、それから先の 10 号補正での介護保険特別会計の繰出金にかかる誤りの修正、役場倉庫火災の処理費用及び町道下栢野尾籠線測量設計費用にかかるものです。人件費につきま

しては、総額で4,693千円の減額となります。

それでは個別の説明をさせていただきますが、個別の人件費につきましては主なものについて説明させていただきます。説明書の5ページをお開き下さい。2款1項1目一般管理費3節の時間外勤務手当は先の補正で追加をさせていただきましたが、再度精査したところ不足が生じることになりましたので、追加させていただくものです。

6ページ3款1項4目老人福祉費28節介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金との差額を増額するものと人件費の減額によるものです。

7ページ2項2目保育園費3節の時間外勤務手当は、保育園職員の時間外勤務手当に不足が生じることによる増額です。

8ページ4款1項1目保健衛生費は、2名の職員が育休に入ったことによる減額です。

9ページ2項1目環境衛生費13節火災残渣養生業務委託料は、火災残渣の飛散・流出等を防止するため、現場を策で囲いブルーシートで全体を楊重するための費用です。火災残渣分析調査業務委託料は、PCBの汚染の範囲を特定するため25か所から検体を採取し、分析調査をするものです。高濃度PCB廃棄物移設等業務委託料は、高濃度のPCBについて新しい缶に入れ替えた後、現場から別の場所に移動し分別・計量するものです。

12ページ7款2項3目道路新設改良費13節町道測量設計業務委託料は、3月8日から9日にかけての大雨により、町道下柿野尾籠線の向嶋橋手前で町道から河川にかけてのり面が欠落したことについて、災害認定を受けるために測量設計を実施するものです。

16ページ9款7項1目森林体験交流施設費は職員1名が途中で退職したことによる減額です。

17ページから20ページまでの繰越明許費は、火災残渣処理等にかかるものと町道の測量設計については年度内の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越すものです。

次に歳入について説明させていただきます。3ページをお開き下さい。今回の補正にかかる財源につきましては、自動車取得税交付金と特別交付税を上げさせていただきます。以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

それではもう一度予算書の方に戻っていただきまして、7ページをお開き下さい。議案第39号平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第5号)について。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第5号)案を別紙のとおり提出するものとする。平成30年3月19日提出。東栄町長村上孝治。

平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第5号)。平成29年度東栄町介護保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ586,480千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。6款繰入金46千円の減。歳入合計46千円の減。計586,480千円。

歳出。3款地域支援事業費46千円の減。歳出合計46千円の減。計586,480千円。

それでは、説明書の24ページをお開き下さい。3款3項1目包括ケアマネジメント事業費は職員1名分の人件費の精算分です。

前に戻っていただきまして23ページをお開き下さい。歳入につきましては一般会計繰

入金を減額するものです。以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（伊藤芳孝君）

執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。議案第 38 号及び議案第 39 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

ちょっと1つだけお聞かせください。予備費を使ったらいいじゃないかと言ったら、この間委員会の時に。火災や災害のやつは相当金額が大きくて予備費じゃ使えないということでしたが、さほど大きな数字じゃないなと感じたんですが、どちらか一方だけでもできないのかなという風に思ったんですが、今もう既に予備費は流用してしまっていて残額がないということなのか今年度は予算が少なかったのか。そのところまずお聞かせいただきたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

どちらかをということでしたが、どちらも議会中にPCBの方につきましては先週ある程度の方向性ができてきたのと、調査箇所もできてきたということもあります。それから下柿野尾籠線につきましても、今月に入って3月の8日から9日にかけてでございましたので、両方合わせても今の予備費では足りませんのでそういったことから、この最終日に追加補正させていただくのが妥当ではないかということで、今回出させていただきました。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、4 番。

4 番（森田昭夫君）

これは考え方なんですけど、予備費っていうのはまさにこういう火災だとか事故だとか災害、緊急やむを得ない時に使うものが予備費ですので、どちらか一方でも使えるものなら早く進めるべきだと。例えば予備費が無くても極論からいけば、町長の専決であってもいいわけですね。災害や事故や火災みたいなこういう突発的なことについては専決でもで

きると思いますので。これについて反対するわけじゃないですが、考え方として嫌味から言うと、病院の公平化についてほとんど議会に相談無くて事が進んでみたり、あるいは保育園の建設についてもほとんど話が無く進めて行く一方で、こういう1つの議会の中で2回も補正予算を出すなんて。しかもこれは事故・災害につくものですから本来ならここまで説明しなくてもいいんじゃないか。本来やるべきことはやって、やらなくてはいいいんじゃないかなってこともやってるっていうのは嫌味ですけども、もう少し考え方を考えるべきではないかなと思います。これについては答弁いりませんが、反対するわけじゃないですが、もう少し考え方を改めた方がいいんじゃないかなと、こんな風に思います。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

はい、そういう考え方もあるということで、それでよろしいですか。他ございますか。
（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

一般会計の歳入のところの4ページ地方交付税で、特別交付税が1千100万となっていますけども、これ端数がないということは、これは一応額としてこういう形を上げているから。最初はかけて当然最終段階があるということで、考えてこの数字でしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい、今回財源いろいろ考えましたがある程度特別交付税ですね、まだ最終的なこと確定しておりませんが、見込まれるのではないかとということで財政と相談した中で、どうしてもこの財源が必要なものですから、こちらを28年度とかの実績を含めまして、そこまでも見込めないとしてもそういったことを含めながら、今回この金額でということで上げさせていただきました。

議長（伊藤芳孝君）

他よろしかったですか。はい、以上で質疑を打ち切ります。本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

はい、討論なしと認めます。これより議案ごとに採決いたします。はじめに議案第38号の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 11 号）について』の件は可決されました。

次に、議案第 39 号の件を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 39 号『平成 29 年度東栄町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について』の件は可決されました。

継続審査

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 36、『議会運営委員会の閉会中の継続審査について』の件を議題といたします。議会運営委員長から次期定例会の会期日程等、議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について、会議規則第 73 条の規定により、「閉会中の継続審査の申し出」があります。

ここでお諮りします。委員長から申し出のとおり「閉会中の継続審査に付することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

はい、ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

議長（伊藤芳孝君）

討論なしと認めます。これより、議案第 17 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号『平成 28 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 閉 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。会期中、皆様方のご協力に対しまして厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、『平成30年第1回東栄町議会定例会』を閉会いたします。